

ひがし労 東京

JR東労働組合 東京地本
発行人 関根 輝明
編集者 情宣担当者

ひがし労は新型コロナウイルスから組合員と家族を守ります！
新型コロナウイルス対策4つの運動を皆で展開しよう！

4つの重点課題（運動）

- ① 職場と家庭で手洗い・うがい運動を展開します。
- ② 免疫力UP運動を展開します。
- ③ 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う申し入れ」を周知する運動を展開します。
- ④ 「新型コロナウイルス特別共済（仮称）」を設け、暮らしを保証します。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急申し入れ(その5)を提出！！

新型コロナウイルス感染拡大に伴う申し入れについては、3月26日に団体交渉を行い、その後、申31号として緊急申し入れ(その4)を4月1日に提出しました。そして、早急に団体交渉を実施するよう求めています。未だスケジュール調整ができていません。しかし、このような中、国内においては日を追うごとに感染は拡大し、状況は更に悪化しています。

政府は、感染が急速に拡大している状況に踏まえ、3月14日に施行した改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、『緊急事態宣言』を発令しました。そして、緊急事態宣言の発令に伴い、各鉄道会社に対して首都圏を中心に減便要請を行うことが報じられています。

JRひがし労本部は、このような事態に陥ることを警鐘乱打し、早急な判断や対策等が必要であることをこれまでも再三にわたり指摘してきました。一方、この間、会社として様々な対策等を実施していること自体は否定するものではありませんが、組合員が抱える不安と緊張が未だ払拭されていないことからしても、まだまだ対応等が不十分であると同時に、対応や対策の遅さをあらためて指摘せざるを得ません。

そのため、組合員のみならず全社員の『安全と健康の担保』を第一に据え、4月6日に緊急申し入れ(その5)を提出しました。

緊急申し入れ項目

1. 緊急事態宣言の発令を踏まえた当社としての考え方及び対応（列車運行、系統ごとにおける対応、勤務の取扱いなど）について明らかにすること。また、政府からの減便要請に対する具体的な対応について提示すること。
2. これまで要求した対策等について早急に実施すること。
3. 申31号及び本申し入れについての団体交渉を早急に実施すること。
4. 各地方本部が提出している申し入れについての団体交渉を早急に実施するよう本社から各支社に対して指導すること。